

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

**RIKKA REPORT****立華工業株式会社**静岡県富士市本市場422-1 〒416-0906 : 清水支店・静岡営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>**計量証明の信頼性向上のため、  
平成14年4月1日から計量法が改正されました。**

平成13年6月20日付で計量法の改正が行われ、平成14年4月1日に施行されました。主な改正点は極微量物質への対応（新たな事業区分の追加）と「計量証明書」の位置付けの明確化及び不正な行為に対する措置となっておりますが、今回は「計量証明書」についてレポートします。

計量証明書に関しては次の3点が大きく変わりますが、行政サイドの指導他が今後追加、変更されることも考えられる為、今回の措置が暫定的なものになる可能性があります。

1. 「計量証明書」が発行できる試料の限定
2. 標章（登録ロゴ）の使用について
3. 「計量証明書」の記載内容

**レポートのお問い合わせは、営業部または下記担当部署にお願いいたします。**

|  |        |
|--|--------|
| 富士本社 営業部   | 長嶋     |
| 計量証明書全般 : 富士本社 環境分析部 分析本部<br>(分析全般 担当)                               | 鈴木・加藤  |
| 大気・臭気・騒音・振動・作業環境の計量証明書<br>: 富士本社 環境分析部 分析1課<br>(大気・臭気・騒音・振動・作業環境 担当) | 望月裕・青柳 |
| 排水・環境水・産業廃棄物の計量証明書<br>: 富士本社 環境分析部 分析2課<br>(排水・環境水・産業廃棄物 担当)         | 城所・池田  |
| 富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654                               |        |

## 1. 「計量証明書」が発行できる試料の限定

計量証明書として発行できる試料が限定されました。

濃度の計量証明事業の対象は、大気、水又は土壌に含まれる物質の濃度となっているため、産廃や食品等は計量証明書では発行できなくなりました。

また、行程水や室内空気等も環境計量証明とは言えないため、計量証明書を発行できません。詳細は下表にまとめました。

| 対 象                     | 計量証明書が発行できるもの                                 | 計量証明書が発行できないもの   |
|-------------------------|---|--|
| 大気                      | 一般環境大気・ばい煙排出口ガス                               | 室内空気・排ガス処理装置の入口ガス等<br><br>「分析結果報告書*」で発行します                               |
| 悪臭<br>(大気質・水質の特定悪臭物を含む) | 一般環境大気・臭突出口・排水                                | 室内空気・排ガス処理装置の入口ガス等<br>廃水処理装置の原水・行程水・下水道に排出される排水等<br><br>「分析結果報告書*」で発行します |
| 水                       | 環境水(河川、湖沼、海域)・地下水・公共用水域に排出される排水・岳南排水路に排出される排水 | 廃水処理装置の原水・行程水・下水道に排出される排水等<br><br>「分析結果報告書*」で発行します                       |
| 土壌                      | 土壌・公共用水域の底質                                   | 食品・肥料・鉱物材料・燃料等<br><br>「分析結果報告書*」で発行します                                   |
| 産業・一般廃棄物                | すべてできません                                      | 「廃棄物成績書*」で発行します  |
| 騒音・振動                   | 当分の間従来どおり発行します                                |  |

\* 当社の報告書の名称です。

## 2. 標章（登録ロゴ）の使用

計量証明事業者は経済産業省令で定める標章を付すことができるようになりました。

当社は従来の静計協マークと併に計量証明書に付して順次使用します。



経済産業省令で定める標章

### 《標章を使用した証明書（マークの色は両方とも赤です）》

|  |                  |  |                        |
|--|------------------|--|------------------------|
|  | <u>計 量 証 明 書</u> |  | 第〇〇〇〇〇号<br>平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
|  | 〇〇〇〇工業株式会社       |  | 様                      |
| <br>(社)静計協計量協会                         |                  | 静岡県公認登録第〇〇〇〇〇号<br>事業者名 立 華 計 量 株式会社<br>静岡県富士市本町2-2-3 Tel 0545(61)8402<br>環境計量士（登録第〇〇〇〇〇号） 目黒輝久 |                        |
| 受付年月日・時刻 — 平成 年 月 日 時 分<br>試料受付方法 — 採取 |                  |  |                        |
| 試料名                                    | 放流水              |  |                        |
| 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇                  |                  |  |                        |

## 《現在の証明書（マークの色は赤です）》

|   |  |                        |
|---|--|------------------------|
|                 | <u>計 量 証 明 書</u>   | 第〇〇〇〇〇号<br>平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 〇〇〇〇株式会社  | 様  |                        |
| <br>(社)静岡県計量協会 | 静岡県公認登録<br>事業者名 <u>立 華 計 量 株式会社</u><br>静岡県富士市  Tel 0545(61)8402<br>環境計量士（登録第〇〇〇〇〇号）日 風 輝 久 |                        |
| 受付年月日・時刻 一 平成 年 月 日 時 分<br>試料受付方法 一 採取  |  |                        |
| 試 料 名   | 排水   |                        |
| 40 50 60 70   |  |                        |

### 3. 計量証明書の記載内容

計量証明書の記載事項が明確になり、以下の全ての項目について必ず明記することになります。下線部分が現行と大きく変更された箇所です。

- 計量法に基づく証明書である旨の記載
- 依頼者名
- 発行番号及び発行年月日
- 計量証明事業者の名称、住所及び登録番号
- 環境計量士の氏名
- 計量の対象及び方法
- 試料の採取日時、場所及びその採取方法
- 証明結果
- 下請負を使用した場合はその内容及びその事業者名
- 持込（受取）の場合は、サンプリングについて当社は関知しないことの表記